

平成30年関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：6月6日(水)

場所：東京五日市カントリー倶楽部 西・南コース

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番(西コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	繁野 京子	桜ヶ丘	高橋 依巳	GMG八王子	清水 かおり	八王子	石成 智恵子	立川国際
2	8:09	関野 チエ子	武蔵野	菊地 眞澄	多摩	金子 公子	東京よみうり	高田 貴子	東京五日市
3	8:18	宮澤 由紀子	立川国際	丸山 隆子	東京よみうり	宮 美佳	GMG八王子	細田 有里	武蔵野
4	8:27	松島 君子	青梅	大村 恵子	東京国際	高崎 陽子	多摩	瀬野 ちどり	桜ヶ丘
5	8:36	遠藤 節子	八王子	古澤 トモ子	府中	春原 恵子	相武	大山 孝子	東京五日市
6	8:45	屋宮 千英子	府中	榎本 千鳥	相武	佐藤 仁美	八王子	浅山 啓子	青梅
7	8:54	番場 とし子	GMG八王子	矢島 ひろみ	府中	飯島 和子	東京よみうり	佐藤 眞弓	桜ヶ丘
8	9:03	飯島 厚子	多摩	埋忠 範子	武蔵野	竹内 律子	東京国際	中山 洋子	立川国際

10番(南コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	木村 明美	東京国際	池田 久美子	府中	大越 景子	青梅	福田 光子	相武
10	8:09	朝倉 美和子	桜ヶ丘	山口 和江	八王子	山内 啓子	東京国際	金井 佳代	青梅
11	8:18	堀口 幸子	東京五日市	杉本 てい子	相武	伊原 節子	多摩	両角 晶子	府中
12	8:27	渡邊 美樹子	GMG八王子	木本 恵美子	立川国際	田澤 あつ美	武蔵野	三好 枝理可	東京よみうり
13	8:36	木下 昭子	東京国際	秋田 のぶ子	武蔵野	林 久美子	桜ヶ丘	高橋 永子	GMG八王子
14	8:45	渡部 寛美	東京よみうり	矢野 裕恵	多摩	江川 夏枝	立川国際	松本 洋子	東京五日市
15	8:54	関澤 由美子	青梅	柳 美奈	東京五日市	石田 美矢子	八王子	上野 早紀子	相武

競技委員長 大木隆

平成 30 年 関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技

開催日 : 6 月 6 日(水)

開催コース : 東京五日市カントリー倶楽部 西・南コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - (d) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーン前後のものを含む)
 - (e) 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
5. バンカー内の石
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
6. コースと不可分の部分
 - (a) 小砂利や貝殻などを使用して舗装した区域。
 - (b) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
7. 地面にくい込んである球の救済
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
8. 舗装してある道路及び区域と電磁誘導カート用の 2 本のレール
舗装してある道路及び区域と電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
9. 防球ネット
防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
10. 指定ドロップ区域
6 番ホールパッティンググリーン奥の排水溝の蓋の上に球があるか近接しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは、罰なしに、その球に最も近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。
11. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。
12. 規則 6-6d 例外の修正
どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断 : 1 回の長いサイレン

プレーの中断 : 連続する 3 回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン(繰り返し)

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 125 球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止とする。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	295	314	168	438	345	290	133	423	343	2749	
Par	4	4	3	5	4	4	3	5	4	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	305	450	135	364	332	132	511	303	284	2816	5565
	4	5	3	4	4	3	5	4	4	36	72